

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 案

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（第7号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。

- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗中傷^{ひぼう}、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、

尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。

- (7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

- (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。
- (3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

(犯罪被害者等相談窓口の設置)

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

- 2 前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。

(犯罪被害者等への支援)

第9条 区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

(人材の育成)

第10条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

(理解の促進)

第12条 区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

(区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第13条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第14条 区長は、第8条から第12条までの規定について、運用方針を別に定める。

(意見の反映)

第15条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第16条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。